

座間市立東中学校 学校いじめ防止基本方針

平成31年4月1日

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義・いじめ対策の理念・いじめに対する基本的な認識と取組

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。これは全ての生徒に関わる問題であり、社会全体で取り組むべき大人全員の課題でもある。

全ての生徒たちが安心して学びを深め、心身共に健やかに成長していき、自分の存在だけでなく他者の存在をかけがえのないものであると認め合える社会を形成するためには、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という意識をもち、学校、家庭、地域が連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

本校では、生徒一人ひとりの「豊かな心」の育成を目指し、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、心と態度を育てる。また、いじめが心身に及ぼす影響や、その他いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を毅然とした態度で行う。

(2) いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方

1 いじめ防止のために共通理解をし、学校体制を確立する

- ① 全職員で生徒を見守っていくために、いじめは決して許されないという共通理解を徹底し、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で全職員に周知する。
- ② いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さない仕組みづくり、教育相談がしやすい環境づくりなどの学校体制を確立する。

2 生徒との信頼関係を確立する

- ① 生徒と温かい信頼関係を作り上げていくために、教職員は日ごろから生徒の心に寄り添うことを心がける。
- ② 生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解できるよう、教育相談の考え方や態度を身に付ける。
- ③ 生徒たちとなるべく多くの場を共有し、生徒と同じ目線で物事を考え、生徒の些細な言動から個々の生徒の状況を推し量ることができる感性を高める。

3 命や人権を尊重し、豊かな人間性を育てる

- ① 学校の教育活動全体を通じて、道徳心と規範意識を高め人権を尊重する心を育てる教育を充実させ、「命を大切にすること」や「他者を尊重して思いやる気持ち」を育む。
- ② 体験活動等を推進し、幅広い社会体験・生活体験の機会を設けて生徒の社会性を育むとともに、生徒の他者と円滑なコミュニケーションを図れる能力の育成に努める。

4 生徒の自己有用感や自己肯定感を育てる

- ① 学校の教育活動全体を通じて、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができるような機会を多く設ける。
- ② 生徒に対して愛情をもち、温かい声かけを行うことで、生徒の自己有用感や自己肯定感を高める。
- ③ 一人ひとりを大切に、分かりやすい授業づくりをする。
- ④ 学年や学級、部活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりをする。

5 保護者や地域に開かれた学校をつくる

家庭や地域と共通理解を図るため、常に関わられた学校づくりに努め、保護者研修会等の開催や、学校ホームページ、学校だより等による広報活動を積極的に行う。

2 学校が実施する措置

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定について (法第13条関係)

- ① 法第13条では、すべての学校に対し、国のいじめ防止基本方針又は県や市町村のいじめ防止基本方針を参考として、学校いじめ防止基本方針を定めることとしている。
- ② 学校いじめ防止基本方針は、いじめの未然防止のための取組、早期発見やいじめ事案への対処の在り方等、いじめの防止全体に係る内容を伝える。
- ③ 学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。
 - 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
 - いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめを行う行為の抑止につながる。
 - いじめを行った生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った生徒への支援につながる。

(2) いじめの未然防止のための措置 (法第15条関係)

- ① 日頃の授業や行事等特別活動の中で、自分の考えを発表したり、集団に必要なことを話し合いで決めたりなど自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設ける。このような活動をはじめとし、自己有用感や充実感を感じられるような学校生活づくりを推進する。
- ② 日頃の授業や特別活動の中で、機会を捉えていじめの問題に触れ、「いじめは、卑怯な行為であり、決して許されるものではない」という雰囲気を醸成するよう努める。
- ③ 生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させる。
- ④ 指導に際して、自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。
- ⑤ 体罰については、いじめの遠因となりうることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。
- ⑥ 発達障がいを含む、障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や外国につながりのある生徒、性同一性障害に係る生徒や「性的マイノリティ」とされる生徒、自然災害等により避難している生徒など、学校として特に配慮が必要な生徒に係るいじめについては、当該生徒への適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ⑦ ボランティア活動、職場体験等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度、より良い人間関係を築こうとする態度等、道徳心を育む取組を進める。
- ⑧ インターネット上のいじめを防止するため、学級活動、技術、総合的な学習の時間等の授業や、講演会等様々な場面を通じて、情報モラル教育を推進する。その中で、情報を発信する際に相手の状況や気持ちを慎重に考えさせるとともに、受信した情報が信頼できるものかどうか判断できる力も身に付けさせる。

（３）いじめの早期発見のための措置 （法第 16 条関係）

- ① 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識をもち、日頃から生徒の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、生徒との信頼関係の構築等に努める。
- ② 教職員の資質向上のための校内研修会を設定し、生徒が発する小さなサインも見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチして、積極的ないじめの認知に努める。また、日頃から教職員同士での情報共有も積極的に行う。
- ③ 定期的に教育相談を実施するなど、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速かつ確実に対応する。なお、教育相談において生徒が自らＳＯＳを発信すること、及び、いじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解しておく。
- ④ インターネット上のいじめに関する知識を得られるような校内研修会を開く等、インターネット上のいじめの早期発見に向けた取組を進める。

（４）いじめの解消のための措置 （いじめに対する措置 法第 23 条関係）

- ① 本校の生徒がいじめを受けているとの通報を受けたとき、及び、本校に在籍する生徒がいじめを受けている疑いがあるときは、直ちにいじめの防止等のための組織会議を緊急開催し、情報を共有する。また、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。
- ② 事実の有無の確認を行う際には、適切な方法により速やかに、関係生徒、教職員、保護者も含めた多方面からの情報収集を行い、正確な事実の把握に努める。また、当事者のプライバシーや個人情報の取扱には十分に注意を払う。
- ③ 学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報は、事実に基づき時系列に記録する。
- ④ いじめを受けた生徒といじめを行った生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と学校の設置者の間で情報を共有し、連携して対処する。
- ⑤ いじめがあったことが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合、または、いじめが解消に至っていない場合には、学校はいじめを受けた生徒をいじめが解消するまで守り通し、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、当該生徒、及び、その保護者に対して、必要な支援を行う。
- ⑥ いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた生徒、及び、いじめを行った生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、生徒との対話を深めること等を通じて、いじめの再発を防ぐ。

- ⑦ いじめを行った生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であること、そして当該生徒の取った行動が相手の心身に重大な影響を及ぼしたことを気付かせる等、適切かつ毅然とした指導を行う。
- また、当該生徒の家庭環境や人間関係のストレス等、いじめの行為に至った背景を把握し、当該生徒、及び、その保護者に対して、いじめを繰り返すことなく、正常な学校生活を営むことができるように助言や支援を行う。その際、当該生徒が、いじめを受けた側の生徒の心情を理解し、自らの心の成長を促すことができるよう、心理や福祉、医療の専門家等とも、必要があると判断した場合には積極的に連携を図る。
- ⑧ 事実確認の結果は、校長が速やかに責任をもって教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒の、双方の保護者に報告する。
- ⑨ いじめを受けた生徒といじめを行った生徒、及び、双方の保護者に対し、家庭訪問等により事実関係を速やかに伝え、適切な対応がとれるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。
- ⑩ 校長は、学校に在籍する生徒がいじめを行った場合、教育上必要と認めるときには、学校教育法第 11 条の規定に基づき、当該生徒に対して適切に、訓告等の懲戒を加えるものとする。

（５）家庭・関係機関・地域との連携 （法第 17 条関係）

○ 家庭との連携

- ① 生徒がいじめを受けている、あるいは、いじめをしていると疑われる様子があるときに、学校に相談や通報をするための窓口を、保護者に周知するよう努める。
- ② 家庭でのささいな変化を見逃さないようにするため、パンフレットや、学級・学年・学校便り、学校ホームページ等により、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努める。
- ③ 学校や家庭での生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談や家庭訪問、三者面談や懇談会等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止、早期発見に努める。

○ 関係機関との連携

- ① いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、座間警察署を中心とした警察署と連携し対処する。また、生徒の生命、身体、又は、財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに座間警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ② インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、生徒やその保護者に対し、企業等との連携による情報モラル教室や講演会の設定等、必要な情報提供・啓発活動を行う。
- ③ いじめを受けた生徒や、いじめを行った生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉、教育相談等の専門機関の協力を得るために連携を図る。

○ 地域との連携

- ① 学校の抱える課題を地域ぐるみで共有し解決するために、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みづくりを進め、生徒が心豊かに育つ学校づくりに努める。
- ② 地域で生徒を見守る人の輪を広げるため、ボランティア活動や職場体験等の体験活動や行事等を通して、中学校区青少年健全育成連絡協議会や民生・児童委員協議会等の地域の関係団体、施設や事業所等、地域の人々とふれあう機会を充実させるよう努める。

（６）学校評価における留意事項 （法第 34 条関係）

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価項目に位置付けるよう努める。

3 重大事態への対処（法第 28 条関係）

1. いじめの重大事態

次のいずれかに該当するときには、いじめの重大事態として対応する。

学校は、直ちに重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査に着手する。

●いじめを受けていた生徒の生命、心身、又は、財産に、重大な被害が生じた場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・自殺を企図した場合
- ・その他

●いじめを受けていた生徒が、相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合

学校は、重大事態の発生について教育委員会に報告するとともに、教育委員会や座間警察署等の関係機関と連携を図り、当該重大事態に対処し同様の事態の発生防止に資するため、できるだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

2. 重大事態発生 の 報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に報告をする。また、事実関係を明確にするための調査を実施した場合、その調査結果を、いじめられた生徒、及び、その保護者に対して、情報提供を適切に行う。

3. 事実関係を明確にするための調査

客観的な事実関係を速やかに調査し、学校と教育委員会等が事実に向き合い、当該事態への対処や同様の事態の発生防止を図る。この調査には、専門的知識、及び、経験を有する第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

4 座間市立東中学校いじめ防止対策組織（法第 22 条関係）

（１）校内組織構成員

学校	校長・教頭・教務担当 生徒指導担当・学年主任・養護教諭 教育相談コーディネーター・スクールカウンセラー 他
----	---

（２）拡大組織構成員および重大事態発生に係る調査組織

学校	校長・教頭・教務担当 生徒指導担当・学年主任・養護教諭 教育相談コーディネーター・スクールカウンセラー 他
	学校評議員・ＰＴＡ会長
青少年健全育成 連絡協議会	会長・民生委員児童委員 青少年補導員・青少年指導員

※上記組織のほかに、部会を設置し、組織を拡大して対応できる工夫を図る。

①校内組織の協議により、拡大組織の必要性があると判断した場合に開催するものとする。

②重大事態に係る事実関係を明確にするための調査組織も兼ねるものとする。

（法第 28 条①）

●組織の役割

- ・未然防止の推進
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・発見されたいじめ事案への対応、報告
- ・学校いじめ防止基本方針、年間計画の、策定・検証・見直し